

ハーグ条約勉強会 報告

かもめの会勉強会 2014年11月9日、於チューリップ学園 13:00-15:00

「ハーグ条約」についての第三回勉強会は、在蘭日本大使館法務班の児玉書記官および大山領事を講師としてお招きし、会員10名、一般参加者8名の出席のもとに行われた。

1. 進行次第

1. 挨拶と紹介（河南会長）
2. 条約の解説（児玉書記官）
3. 海外における日本大使館の対応（大山領事）
4. 事前質問事項の回答（児玉書記官、大山領事）
5. 挨拶（出席者一巡、各々の感想、コメント、質問など）
6. 茶話会

2. 児玉書記官による条約の解説

- 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（1980）」＝「ハーグ条約」は日本で長年の審議の結果、今年2014年4月に発効となった。
- 条約の目的は、親権に違反して片親により国外に連れ去られた16才以下の子をもう一方の連れ去られた親の申立によって元の常居国へ戻すための枠組みを定めることであるが、子との面会交流のルール決めを促す条約でもある。監護権、親権どちらの親がこの世話をするか判断は元居た国の裁判所の判断で決められる（居住地で行われる）。子の返還は親子の国籍に関係なく、迅速に申立から6週間以内に手続きを終了するのを努力目標として条約締約国同士が協力する。日本人同士であっても適応される。子を戻すというのが原則であり、重大な危険の考慮など、例外的に戻さない理由は限定的に解釈される。例外を増やす傾向は条約の根底を崩すことになるので問題となる。
- 条約を日本国内で実施するために作った国内法には「こういう場合は子を返さなくとも良い」というような条件が示されているが、これは条約規定から余り逸脱するものであってはならず、各国立法における条約の遵守状況を監視するための国際監視委員会があり、条約の統一を図ろうとしている。

「こういう場合は子を返さなくとも良い」場合とは

- 日本の条約締結以前の連れ去りの場合。
 - 連れ戻しから1年以上たっけしまい、かつその子供がその環境に慣れ親しんでいる場合。
 - 申請者が連れ去りまたは留置の開始時に現実に監護権を行使していなかった場合。
 - 12歳を目安に、その子が返還を拒みその意見を考慮するに足りる十分な年齢・発達程度達している場合。
 - 申請者が事前の同意または事後の承諾をしていた場合。
 - 返還により、子が心身に害悪を受けまたは他の耐え難い状態に置かれる事となる重大な危険がある場合。
 - 返還の要請を受けた国における人権および基本的自由の保護に関する基本的原則により返還が認められない場合。
- **用語上の注意。** 英語の Removal = 連れ去ること、の他に Retention = 留置という用語が区別して使われる。留置とは、一度国外に連れ出した子をそのまま引き留めて元の国に戻らないことをいう。配偶者の同意無しでの連出しそれ自体が不合法であるが、配偶者の同意の下で国外に旅行したとしてもその後、そのまま子をその国に留置することが不合法行為の核心となる。

3. 大山領事による日本大使館の対応の説明

- 現在オランダ滞在日本人6600人の内、約10%が非日本人パートナーをもつ。
- 条約加盟国には全てハーグ条約関連業務を担当する中央当局を設立しており、中央当局が返還申立の窓口となる。日本では外務省の領事局ハーグ条約室。オランダ在留者は国籍を問わずオランダ中央当局（法務省管轄）に問合せをすることができるが、大使館に先ず問い合わせることも可能。問合せ・申立を受けた中央当局は関連する第三国の中央当局とコンタクト。相手国が条約締約国でなくともオランダ中央当局はサービスを提供。さらにオランダには I K O（Internationale Kinderontvoering）センターという組織が国際的子の奪取問題の相談に当たる。

在オランダ大使館のクイズ形式で作成した参考資料が出席者に配布された。

- 子が日本に居る事案について、裁判ではなくADR機関を通じた話し合いによって問題解決を試みる場合、日本の中央当局の費用補助が受けられる。
- 外務省 領事局ハーグ条約室 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>
- 日本の中央当局では、子の所在特定、当事者間の連絡の仲介、裁判外紛争解決手続き（ADR）機関によるあっせん仲裁の支援、弁護士紹介制度の案内、面会交流支援機関の紹介を行う。
- ADRは外務省が委託契約しており一定の上限まで利用手数料は無料。1回のみ。
- 日本で裁判を行う場合基本的に自己負担となるが、ハーグ条約に基づき無利息で貸付制度が利用できる場合がある。
- オランダの中央当局 = Dutch central Authority
<http://www.kinderenontvoering.org/en>
 Ministry of security and Justice
<http://www.government.nl/issues/children-and-children-right/international-child-abduction/>
 子の連れ去りに関する Centrum IKOを相談窓口として紹介。また、当事者間の仲介部門があり、仲介にかかる費用についてオランダ政府からの補助が受けられる場合がある。
- オランダで裁判を行う場合、収入に応じて費用の補助が受けられる場合がある。
- 日本大使館では家庭内などで暴力を振るわれた方、子とともに日本に帰国を考えている方、子を連れ去られた方などの家庭問題への対応、相談、広報を行っている。
- オランダでは一方の親権者から出国の許可がない場合、刑法犯罪となります。オランダでは両親双方が親権を有する。一方の親権者の同意を得ずに国外に子を連れ出すことで実際に子を誘拐被疑者として逮捕されたり、ICPO（国際刑事警察機構）を通じて国際手配される事案もある。
- 子が連れ去られる予候が見られる場合、オランダ警察に届けることもできる。

4. 事前質問事項の回答

① 当ハーグ条約批准にあたり日本が留保した事項はあるか。

条約の中核・原則ではない周辺的な条項については各国が国内の事情に合わせて批准の時に留保することができるが、1) 日本は返還手続き申立人への費用援助

について留保した。(費用は国が負担するのではなく、立替をし申立人は後日分割払いで払い戻す。) 2) 申立に使う言語は母国語の他に英訳又は仏訳をつけるとなっているが、仏語訳は受け付けられないということで留保した。

注。翻訳は公認翻訳者でなければならないのか、どの程度の翻訳者資格が求められるかは各加盟国内の国内規則による。

② 条約発効から日本で適用された事例があるか。

4月1日以降、在蘭日本大使館で取り扱った事案まだ無し。

日本外務省が受け付けた援助件数はこれまで80件。外国から日本に連れ去られた子の返還要求13件、面会交流要求46件、日本から外国に連れ去られた子の返還要求8件、面会交流要求13件。

③ 日本に共同親権が無いことを是正するための国内法整備の動きがあるのか。

ハーグ条約では親権への直接の言及なし。この点に関して国会で審議されているということはない。

子のパスポート発給に両親の承認サインが必要であるので、片親の承認のないパスポートで国を出ようとした場合、警察の情報により、連れ出しを防ぐことはある。

④ 外国居住中の場合、大使館の援助サポートはあるか。

大使館で結婚破綻などで親権の問題が起きた時など相談を受けることができ、手続きの説明やその時点で何ができるかなどの助言、必要な弁護士費用の貸付なども受けられる。相談があった件については記録書が作成されるので、後日の手続きに役立てることができる。連れ去りの予知がある場合、相談した事実があると国外連れ出し時にイミグレーションで引きとどめることも可能。

日本では調停をするために国の指定する斡旋機関が5つあり、ハーグ条約関連の斡旋には費用がかからない。オランダでは調停はI K Oの斡旋がある。

⑤ 虐待やDVの恐れがあれば返還を拒否できるよう国内実施法では定めているのか。

返還を拒否できる法は無いが、残された親が子の国外移動に同意していた、又は黙認していた場合には連れ出しは不合法とはならず、返還は拒否される。

手続き中の母子の保護のためのシェルターの斡旋もある。オランダでもシェルター援助を受けることができ、シェルター入居の際、前に日本大使館で相談を受けた時の記録書があれば、それは入居資格の証拠ともなる。

⑥ 追加質問 1. 日本大使館は親子の捜査、アドバイスもするのか。

捜査には関わらない。相談にのって、時によってはアドバイスはする。

⑦ 子が連れ去られた後、オランダに残った家族は先ずどこへ連絡すればよいか。

直ちに警察でも大使館でも又はオランダの中央当局にでも連絡をすること。(オランダの中央当局では毎年5000件くらいの電話相談を受けている。)

⑧ ハーグ条約は子供の利益、幸福を考えて作られているのか。

答は「イエス」。子供はそれまで住んでいた国でなるべく中断なく生活を続けられるのが一番幸せであるという大前提に基づいている。

5. 出席者一巡のコメントまとめ

- 大使館のお二人に感謝。いろいろ有用な情報をいただき、いくつかの疑問も解け、また外国に住んでいる者も大使館で相談などいろいろ支援を受けられることを知って安心した。
- 母が一人で子を持って日本に一時帰国する時、夫の同意書があるかとスキポール空港で問い質された経験者があり、夫の同意書を用意して持参するのが良い。I K O のホームページに「Consent Form」なるものを載せているので、これを使うのも良い。

空港でのチェックはまだどこでも義務付けられているわけではないが、これからそういう傾向は増えるであろう。

6. 茶話会

お手製のイギリス風各種サンドイッチ、のり巻、お茶、コーヒーの豪華な茶話会で会員同士、外部参加者との親睦、交流となった。日本における二重国籍承認を求める国会への陳述書に有志が署名。OOさん入会希望。午後4時閉会。

記録係 関野美智子